



高齢者・障害者タクシー券を交付します

高齢者や障がいのある人が、健康で楽しく生きがいのある生活を営むための一助として「益城町高齢者・障害者タクシー券」を交付します。

該当要件

外出手段にお困りの人で、以下の要件に該当する人
 ※平成 29 年 4 月 1 日以降に手帳を取得した人（高齢者を除く）や転入した人は対象外です。

高齢者：75 歳以上（昭和 17 年 4 月 1 日以前生まれ）の人で、自動車やバイクを持っていない人や運転をしていない人

※介護保険施設に入所中の人は申請できません。

障がい者：①昭和 17 年 4 月 2 日から平成 11 年 4 月 1 日生まれの人で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持っている人で、自動車やバイクを持っていない人や運転をしていない人

②平成 11 年 4 月 2 日以降に生まれた人で、身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 A 1・A 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級・2 級のいずれかを持っている人で、保護者が自動車を持っていない人や運転をしていない人

※施設に入所または入院中の人は申請できません。

内 容

①町と契約した町内のタクシー業者で利用できるタクシー券 3,000 円分（500 円券の 6 枚つづり）

1 人 1 セット限り

②有効期間 交付日～平成 30 年 3 月 31 日（土）

申請期間

7 月 3 日（月）～平成 30 年 3 月 30 日（金）

午前 9 時～午後 5 時

申 請 先

福祉課（仮設庁舎）



申請に必要なもの

印鑑（スタンプ式不可）、障害者手帳（障がいのある人） ※代理人による申請の場合には、上記と合わせて代理人本人の印鑑と本人確認ができるもの（免許証、保険証など）

☎福祉課高齢者支援係 ☎ 286 - 3114

福祉係 ☎ 286 - 3115

損壊家屋等の 解体進捗状況



（平成 29 年 6 月 14 日現在）

区 分	申請件数	完了件数
公費解体	2,319	1,716
自費解体	1,346	1,346
合 計	3,665	3,062
進 捗 率	83.55 %	

☎環境衛生課廃棄物対策係 ☎ 289 - 8077

生活再建に向けた 相談窓口を設置しました

福祉課では、グリーンコープ生活協同組合くまもとの支援を受けて、毎週木曜日、役場仮設庁舎 1 階に『生活再建に向けた相談』窓口を設置します。相談窓口開設時間中は、相談員が常駐していますが、相談には福祉課への事前予約が必要です。



【開設日】 7月6日（木）～

毎週木曜日（祝日を除く）

【時 間】 午前 9 時～正午、午後 1 時～3 時

【場 所】 役場仮設庁舎 1 階相談室

☎福祉課福祉係 ☎ 286 - 3115